

第26回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

1. 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要
2. 連結計算書類
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
3. 計算書類
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

ベース株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役・執行役員は、高い倫理観を持つとともに法令および定款を遵守するため、当社では「経営理念」、「企業指針」、「行動規範」を定め、使用人への周知徹底を図ります。

各部門は、所管する業務に対して遵守しなければならない法令および社内規定を理解し、遵守に努めます。

当社は、全社的なコンプライアンス意識の向上とリスクの低減を図るべく、コンプライアンス委員会を設置し、当社を取り巻くリスク環境下において優先度や緊急度を踏まえ、状況に応じた最善の対応を図ります。

内部監査部門は、業務が適切に実施されていることを監査し、問題が発見された場合には、当該事項を指摘し改善を促します。

② 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役・執行役員の職務の執行に係る記録は、「文書管理規程」等の規定により作成、保管するとともに、取締役（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じてこれらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「決裁権限規程」その他規定を定め、所定の決裁・承認を得た後に業務を遂行します。

また、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会を設置し、リスクの低減に努めます。

万が一リスクが顕在化した場合には、「リスク管理規程」に基づき迅速な対応を行い、損害の発生を最小限に抑えます。

④ 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入したことにより、意思決定機能と執行機能を分離し、経営の意思決定の迅速化を図ります。

また、「組織規程」、「職務分掌規程」、「決裁権限規程」により、取締役、執行役員、および、使用人の職務分掌と決裁権限を定めており、執行役員制度と併せて機動的な業務執行を行います。

⑤ 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することにより、業務上の重要事項等について報告を受けます。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役または監査役を兼務する当社の取締役を通じて当社グループ間の連携強化を図り、必要な措置を講じます。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、総合企画部が主管部署となつて子会社の管理を行います。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行います。

ニ. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

常務取締役をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従って法令や定款等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深めるとともに遵守体制を構築します。当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況および業務活動について内部監査を行います。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査室を監査等委員会の職務を補助する部門とし、内部監査室に所属する使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）とします。

また、監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務補助のため内部監査室以外に所属する使用人を補助使用人とすることができることとし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議を行うものとします。

- ⑦ 補助使用人における取締役からの独立性に関する事項、ならびに、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人の独立性を担保するため、監査等委員会より指揮命令を受けた補助使用人は、当該指揮命令を受けた業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指揮命令を受けた業務に関して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。
- ⑧ 取締役・執行役員および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
- 内部監査の実施状況および監査結果、ならびに、内部通報制度により入手した通報内容は、監査等委員会に報告することとします。
- その他、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した者は、監査等委員会に速やかに報告することとします。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度運用規程により、当社は通報者が通報したことを理由に通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないこと、また、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対して処分を課すこととします。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員は、職務の執行にあたり必要な場合において、弁護士や会計監査人等に相談することができ、その費用は当社が負担するものとします。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会、および、常勤監査等委員が窓口を務める内部通報制度を設置し、運用をしております。

情報セキュリティに関しましては、情報セキュリティ委員会により、当社オフィスや社内システム等に関する脆弱性について毎年確認しており、適宜対策の見直し・強化を行っております。また、全社員および協力企業の要員に対して情報セキュリティ教育および試験を定期的に実施しており、情報セキュリティルールの理解と意識の向上に努めております。

なお、社内規程等は社員向けポータルサイトで常時閲覧できる体制をとっております。

② 取締役の職務執行

取締役会を毎月および必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、常勤取締役から職務執行状況について報告をしております。社外取締役は、取締役会において客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。

③ 監査等委員会監査および内部監査

内部監査担当、監査等委員による法令および社内規程に対する遵守状況の監査を行い、コンプライアンスを遵守していることを確認するとともに、改善の必要があれば、速やかに対処できる仕組みを構築しております。

監査等委員会は、会計監査人や内部監査担当者と定期的に連携を図っております。また、常勤監査等委員が取締役会以外の社内の主要会議に出席することで、事業状況の理解を深め、取締役の業務遂行状況を監視するとともに、業務監査の実効性を確保しております。

④ 子会社管理

当社の取締役が子会社の董事（取締役）および監事（監査役）を兼任し、毎月開催される董理会（取締役会）に参加することで、業務上の重要事項等について把握し、必要に応じて当社の取締役会に報告をしております。また、子会社の毎月の経営会議にも取締役が参加することで、業務遂行のより詳細なレベルまで把握することに努め、子会社管理の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,050,633 | 990,633 | 6,105,214 | △994 | 8,145,486 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 18,501 | 18,501 | | | 37,002 |
| 剰余金の配当 | | | △811,709 | | △811,709 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 2,726,027 | | 2,726,027 |
| 自己株式の取得 | | | | △316 | △316 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 18,501 | 18,501 | 1,914,318 | △316 | 1,951,005 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,069,134 | 1,009,134 | 8,019,533 | △1,310 | 10,096,492 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|------------------------------|------------------|--------------|---------------------------------|-------|--------------|------------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 161,777 | 57,920 | 219,698 | 2,511 | 217,235 | 8,584,932 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | 37,002 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △811,709 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 2,726,027 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △316 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額（純額） | △287 | 16,389 | 16,102 | △549 | 47,336 | 62,889 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △287 | 16,389 | 16,102 | △549 | 47,336 | 2,013,894 |
| 当連結会計年度末残高 | 161,490 | 74,310 | 235,800 | 1,962 | 264,572 | 10,598,827 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 貝斯（無錫）情報系統有限公司
株式会社B C H・ジャパン

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年
工具、器具及び備品 4年～10年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

□. 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に係る仕掛案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上することとしております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関するソフトウェア受託開発事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 請負契約

請負契約については、開発作業の進捗に従って顧客に支配が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗率に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、期間がごく短いものや、顧客との契約の観点で重要性が乏しいものについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

□. 役務提供契約

役務提供契約については、顧客への役務提供を通じ、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債及び収益・費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、受注制作のソフトウェア開発に関して、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を採用しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、期間がごく短いものや、顧客との契約の観点で重要性が乏しいものについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

これによる当連結会計年度の損益への影響はありません。また、利益剰余金の当該期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は255千円であります。

- (2) 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」、「控除対象外消費税等」は、それぞれ営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「株式交付費」は166千円、「控除対象外消費税等」は252千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり収益認識した金額)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

142,661千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定されます。作業工数、外注費等で構成される総原価の見積りは、プロジェクト毎に専門的知識と経験を有するプロジェクト責任者によって行われておりますが、一定の仮定のもと見積りがなされているため、想定外の事象等が発生し見積総原価が変更となった場合には、各連結会計年度の売上高に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 131,826千円

- (2) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------------|
| 当座貸越限度額 | 2,500,000千円 |
| 借入実行残高 | —千円 |
| 差引額 | 2,500,000千円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 期末株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 8,978,400株 | 9,198,000株 | －株 | 18,176,400株 |

(注) 株式数の増加は、株式分割により9,076,800株（2022年10月1日付、普通株式1株につき2株）、新株予約権の行使により121,200株を発行したことによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年2月14日 取締役会 | 普通株式 | 448,910 | 50 | 2021年12月31日 | 2022年3月14日 |
| 2022年8月12日 取締役会 | 普通株式 | 362,798 | 40 | 2022年6月30日 | 2022年9月9日 |

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年2月14日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,017,851 | 56 | 2022年12月31日 | 2023年3月13日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 784,800株

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、担当部署が資金繰り計画を作成するとともに、金融機関との当座貸越契約等により手許流動性を高め、流動性の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 投資有価証券 | 937,758千円 | 925,971千円 | △11,787千円 |
| 資産計 | 937,758 | 925,971 | △11,787 |
| 長期借入金 | 11,936 | 11,880 | △55 |
| 負債計 | 11,936 | 11,880 | △55 |

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「1年内返済予定の長期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

投資その他の資産の「その他」に含めている出資金（連結貸借対照表計上額1,610千円）については、市場価格がないため上表には記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 10,189,499 | — | — | — |
| 売掛金 | 2,338,513 | — | — | — |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | 59,959 | 50,000 | — |
| 合計 | 12,528,012 | 59,959 | 50,000 | — |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 長期借入金 | 80,940 | 11,936 | — | — | — | — |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響をあたえるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

「時価算定適用指針」第26項に従い、投資信託に経過措置を適用しております。当該投資有価証券の連結貸借対照表計上額は827,799千円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-----------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 社債 | — | 50,000 | — | 50,000 |
| その他 | — | 48,171 | — | 48,171 |
| 資産計 | — | 98,171 | — | 98,171 |
| 長期借入金 | — | 11,880 | — | 11,880 |
| 負債計 | — | 11,880 | — | 11,880 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント |
|----------------------|------------|
| | ソフトウェア受託開発 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 1,298,164 |
| 一定期間にわたり移転される財又はサービス | 15,747,687 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 17,045,851 |
| 外部顧客への売上高 | 17,045,851 |

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|----------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 2,264,085 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 2,338,513 |
| 契約資産 (期首残高) | 45,236 |
| 契約資産 (期末残高) | 163,901 |
| 契約負債 (期首残高) | 25,824 |
| 契約負債 (期末残高) | 23,564 |

契約資産は、主に開発作業の進捗に応じて収益を認識している請負契約の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、請負契約等について顧客から受け取った前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 568円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 150円90銭 |

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|------------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 |
| | | | 別 積 | 途 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,050,633 | 990,633 | 990,633 | 20,000 | 5,996,328 | 6,016,328 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 18,501 | 18,501 | 18,501 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △811,709 | △811,709 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 2,671,991 | 2,671,991 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 18,501 | 18,501 | 18,501 | - | 1,860,282 | 1,860,282 |
| 当 期 末 残 高 | 1,069,134 | 1,009,134 | 1,009,134 | 20,000 | 7,856,610 | 7,876,610 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|----------------|--------------------|------------------------|-----------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証 券評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △994 | 8,056,600 | 161,777 | 161,777 | 2,511 | 8,220,889 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | 37,002 | | | | 37,002 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △811,709 | | | | △811,709 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,671,991 | | | | 2,671,991 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △316 | △316 | | | | △316 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | △287 | △287 | △549 | △836 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △316 | 1,896,968 | △287 | △287 | △549 | 1,896,132 |
| 当 期 末 残 高 | △1,310 | 9,953,569 | 161,490 | 161,490 | 1,962 | 10,117,021 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に係る仕掛案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関するソフトウェア受託開発事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 請負契約

請負契約については、開発作業の進捗に従って顧客に支配が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗率に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、期間がごく短いものや、顧客との契約の観点で重要性が乏しいものについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 役務提供契約

役務提供契約については、顧客への役務提供を通じ、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、受注制作のソフトウェア開発に関して、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を採用していましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、期間がごく短いものや、顧客との契約の観点で重要性が乏しいものについては代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識していません。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

これによる当事業年度の損益への影響はありません。また、利益剰余金の当該期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

- (1) 前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「受取保険金」は255千円であります。

- (2) 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」、「控除対象外消費税等」は、それぞれ営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「株式交付費」は166千円、「控除対象外消費税等」は252千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり収益認識した金額)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

142,661千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 72,613千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 55千円

② 短期金銭債務 12,680千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 91,594千円

営業取引以外の取引高 156千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 482株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

| | | |
|--------------|--|-----------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払賞与 | | 301,607千円 |
| 未払法定福利費 | | 46,901千円 |
| 未払事業税 | | 54,421千円 |
| 未払事業所税 | | 3,779千円 |
| 長期未払金 | | 4,403千円 |
| 一括償却資産 | | 15,635千円 |
| 敷金保証金 | | 3,560千円 |
| その他 | | 6,154千円 |
| 繰延税金資産合計 | | 436,463千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △71,271千円 |
| 繰延税金負債合計 | | △71,271千円 |
| 繰延税金資産の純額 | | 365,191千円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|----------------|----------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----|----------|
| 子会社 | 貝斯(無錫)情報システム有限公司 | 所有 直接 59.8% | 開発外注先 役員の兼任 | システム開発外注 研修委託 採用委託 社宅の提供 | 63,099 4,351 12,880 977 | 買掛金 | 12,680 |
| 子会社 | 株式会社BC H・ジャパン | 所有 間接 59.8% | 開発外注先 | システム開発外注 事務所費用等受取 事務処理受託 | 9,453 831 156 | その他 | 55 |

(注) 1. 取引条件については、市場実勢等を勘案して毎期価格交渉の上で決定しております。

2. 議決権等の所有割合は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

3. 株式会社BC H・ジャパンについては、貝斯(無錫)情報システム有限公司が議決権の100%を所有しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 556円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 147円90銭 |

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。